

北谷町生活応援給付金給付事業 マニュアル

支給対象者（下記のいずれかに該当）

- ① 総合支援資金特例貸付の延長又は再貸付を受けている者
- ② 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、住居確保給付金の支給決定を受けている者
- ③ 住居確保給付金の支給要件に該当しているが、何らかの事由により申請に至らなかった者

※①及び③については、令和3年8月1日に本町に住所を有している者とする。

給付額

支給対象者の属する世帯の1世帯当たり5万円とし、給付は1回限りとする。

申請期間

令和3年8月26日～令和4年3月31日

※窓口受付は令和3年9月1日開始（要予約）

必要書類

＝共通＝

- ・北谷町生活応援給付金申請書
 - ・預金通帳等の写し
 - ・申請者の本人確認ができる書類の写し
- ① 総合支援資金特例貸付の延長又は再貸付を受けている者の場合（いずれか一つ）
 - ・決定通知書（写）
 - ・特例貸付の入金が確認できる通帳の写し
 - ※上記2つがない場合は、北谷町生活応援給付金事業に係る同意書
 - ・必要書類確認シート
 - ② 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、住居確保給付金の支給決定を受けている者の場合
 - ・決定通知書（写）
 - ※上記がない場合は、北谷町生活応援給付金事業に係る同意書
 - ・必要書類確認シート
 - ③ 住居確保給付金の支給要件に該当しているが、何らかの事由により申請に至らなかった者（全て提出）
 - ・給与及び収入を得る機会が個人の都合によらず減少した場合（休業等）その事を確認できる書類の写し（離職の場合、離職届等の証明は不要）
 - ・世帯全員の収入が確認できる書類の写し
例：収入のある全員分の給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ等
 - ・世帯全体の金融資産が確認できる書類の写し（金融機関の通帳）
 - ・必要書類確認シート

● 住居確保給付金の支給要件に該当しているが、何らかの事由により申請に至らなかった者について（すべてに該当する事）

① 離職等又は減収により経済的に困窮し住居喪失者または住居喪失のおそれがある。

② 申請日において、離職・廃業等をした日から2年以内である。

または、(※)給与及び収入を得る機会が個人の都合によらず減少した。

(※)どれくらい減ったかという目安はない。減少している事実があれば良い。とのこと。

③ 離職前に、主たる生計維持者であった。(離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む)

④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である。(収入には公的給付を含みます)

世帯人数	基準額		収入基準額
1人	7.8万円	+家賃額(ただし地域ごとに設定された基準額が上限)	11万円
2人	11.5万円		15.3万円
3人	14万円		18.1万円
4人	17.5万円		21.6万円
5人	20.9万円		25万円
6人	24.2万円		28.7万円
7人	27.5万円		32.4万円

⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活をついにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84万円
4人	100万円
5人	100万円

⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

※ 文字の網かけがされてる箇所が、生活応援給付金で確認する事項です。

本人確認書類

=使用できるもの=

- ①運転免許証
- ②パスポート
- ③写真付きの住基カード
- ④健康保険者証
- ⑤後期高齢者医療保険者証
- ⑥介護保険被保険者証
- ⑦身体障害者手帳
- ⑧療育手帳
- ⑨在留カード (RESIDENCE CARD)
- ⑩個人番号カード ※マイナンバー通知カードは使用不可

=使用できないもの=

- ①子ども医療費助成受領資格者証
- ②マイナンバー通知カード